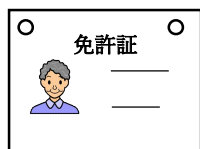
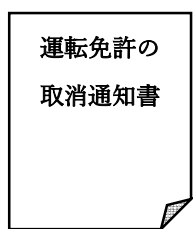


～返納したら忘れず申請～



運転免許証を自主返納した方に 6,000円分の 公共交通利用券を交付します！

運転免許証返納者に公共交通機関の利用機会を提供し、生活移動手段の一助とするため公共交通利用券を交付します。



申請



申請するところ

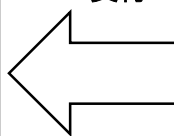
お住いの市役所・町役場

- 秩父市役所 市民生活課
☎26-1133
- 吉田・荒川・大滝支所でも申請できます。
- 横瀬町役場 まち経営課
☎25-0112
- 皆野町役場 総務課
☎62-1231
- 長瀬町役場 企画財政課
☎66-3111
- 小鹿野町役場 総合政策課
☎75-1238

申請に必要なもの

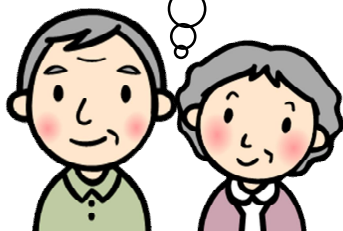
- ・申請による運転免許の取消通知書
- ・穴の開いた免許証

交付



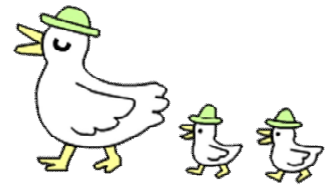
公共交通利用券
6,000円分交付

電車・バス・タクシー
でおでかけ♪





～公共交通を使いましょう～



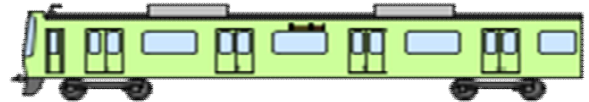
公共交通利用券が利用できる公共交通機関

秩父鉄道、西武観光バス、秩父市営バス、皆野町営バス、小鹿野町営バス

秩父タクシー協会所属タクシー、(秩父観光タクシー 秩父ハイヤー 秩父丸通タクシー 星野タクシー)

(※西武鉄道、横瀬町ブコーさん号は利用できません)

公共交通利用券の使用方法



●秩父鉄道(有人駅のみ利用可)

有人駅乗車の場合は窓口普通乗車券購入時に、また券売機利用乗車で有人駅降車の場合には窓口精算時に、必要金額分の利用券をご利用ください。※ 交通系 IC カード利用では精算できません。

●西武観光バス

西武秩父駅前にある秩父営業所にて、バス回数券購入時に必要金額分の利用券をご利用ください。

●秩父タクシー協会所属のタクシー(秩父観光タクシー 秩父ハイヤー 秩父丸通タクシー 星野タクシー)

料金支払い時に利用券と現金を併せてご利用ください。



●秩父市営バス

料金支払い時に利用券をご利用ください。

●皆野町営バス、小鹿野町営バス

バス回数券購入時に、必要金額分の利用券をご利用ください。



・購入場所：皆野町営バス(皆野町役場総務課) 小鹿野町営バス(小鹿野町役場まちづくり観光課)



注意事項

- ・利用券は、運転免許証を自主返納された方に対して1回限り交付します。
- ・利用券は交付を受けた本人のみが使用するものとし、第三者に貸与、譲渡できません。
- ・利用券に記載された有効期限内にご利用ください。
- ・利用の際は、おつりは出ません。
- ・利用券の再発行はできません。
- ・次のいずれかに該当すると認められた場合は、利用券の交付決定を取り消し、またはすでに交付した利用券の全部もしくは一部返還を命じます。
 - ①秩父地域(1市4町)外へ転出し、または死亡したとき。
 - ②運転免許証の再取得を行ったとき。
 - ③偽りその他不正な手段により、利用券の交付を受けたとき。
 - ④利用券の交付決定の内容に違反したとき。



定住自立圏とは…周辺の市や町が協力して行政サービスを行うことにより、安心して暮らせる地域をつくる政策です。生活に必要な医療や雇用、交通などの機能を、市や町が役割分担しながら支えていくことで安心して住み続けていける地域づくりを目指します。

